

先日、東京高井戸ライオンズクラブ主催の講演会に参加して来ました。なんと講演してくださったのはラグビー元日本代表の田中史朗氏！実は私大ファンです。たまたま2011年のラグビーワールドカップのフランス戦を「で見ていて、「この背番号9番の人、小さい体で大きい外国人選手相手に凄いプレーするな！」と思ったのがファンになったきっかけでした。私自身が小柄なので、小さい体で世界と戦っているスポーツ選手に憧れる傾向があります。そんな田中選手が2011年のワールドカップに引き続き、2015年、2019年と活躍されている姿をずっと見ていて、いつも勇気と感動を頂いていました。

ラグビー元日本代表 田中史朗氏トークショー



実は田中史朗氏の講演会に参加するのは今回が2回目でした。1回目は何百人もいる大きな会場で自分の席は一番後ろ。豆粒の田中氏しか見ることが出来ませんでした。しかし今回は40人の会場。憧れの方を間近に見れて、しかも主催者様のご配慮で楽屋でも挨拶させて頂いて、平然を装いながらも本当は心臓がバクバクでした。もちろん講演会でのお話しも素敵でした。自分が信じたことに対して

泣きます。講演会の最後に田中氏とのじゃけん大会がありました。じゃんけんが弱過ぎて、サザエさんにもめったに勝てない私ですが、この

日は何と最後まで勝ち続け、田中氏からサイン入りのラグビーボールを頂いてしまいました！家宝にします！そして田中氏が作り上げた強い日本ラグビーを応援し続けます。(仲山)

自己所有の電動キックボードにも保険が必要？

街中で電動キックボードを見かけることが増えてきました。手軽に移動できる新しい乗り物として、通勤やちょっとした外出に使う個人が増えているほか、営業活動や配達などに活用する企業も出てきています。

一昨年に道路交通法が改正され、一定の基準を満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」として、十六歳以上なら免許不要で乗れるようになりました。一見すると「自転車みたいなもの」と思ってしまうのですが、実はしっかりと車両扱いです。そのため、まず自賠責保険（強制加入）が必要です。これに入っていないと、そもそも公道を走ることができません。とはいえ、自賠責でカバーされるのは対人賠償だけ。たとえば、相手の車を傷つけてしまったり、看板やお店のものを壊してしまったりした対物賠償は自賠責では対応できません。そこで大事になってくるのが任意保険です。原付バイク向けの通常の自動車保険でカバーで

き、対物賠償や自分自身のケガも補償することが出来ます。個人で所有する方も多い今、事故時の経済的リスクを考えると、備えておいて損はありません。企業で導入を検討する際も要注意です。たとえば、社員が営業先までの移動に使っていたり、業務中に私物のキックボードを使用していた場合でも、万一事故が起ければ会社が責任を問われる可能性もあります。複数台を社有として運用するなら、保険内容の見直しと、利用ルールの整備は必須です。

(高橋)



やぶやぶにゆうす



編集・発行：株式会社大敷保険コンサルタント
代表取締役 高橋雅之
〒167-0032 東京都杉並区天沼3-2-6-2F
TEL.03-3392-6765
FAX.03-3392-6793
mail office@yabuyabu.com
https://www.yabuyabu.com/

保険会社への業務改善命令

今年3月に、金融庁は大手損害保険会社4社（東京海上日動損保ジャパン、三井住友海上、あいおいニッセイ同和）に対し、業務改善命令を発出しました。背景には、法人向け保険契約における保険料や引受割合の事前調整と、顧客情報の不適切な取り扱いがあったとされています。これらの損害保険会社は、共同保険の形をとる大企業向け契約で、競合他社と保険料や条件を事前に調整し、実質的に価格競争を回避していたことが判明。業界の競争原理が大きく損なわれていたことが浮き彫りになりました。さらに、代理店経由で約268万件にのぼる顧客情報が流出。出向社員が無断で情報を持ち出すなど、社内外での情報管理の甘さが問題となりました。これを受け、金融庁は各社に対してコンプライアンス強化、ガバナンス体制の見直し、顧客情報の適切な管理体制の構築などを命じています。各社は改善計画を策定し、外部専門家の監督のもと再発防止策を実施中です。営業評価制度の見直しや政策保有株の売却、代理店との関係再構築などを進めています。

このような状況下で、弊社のような小さな代理店にとっても影響は大きく、書面の整備や説明記録の保存など、日々の業務がどんどん増えています。もちろん、情報保護やコンプライアンスは重要です。それは間違いありません。でも、そうしたルールが保険会社側から一方的に降りてくるたび、「弊社のそもそも諸問題に何も関係していないのに」というもどかしさを感じずにはい

新たに共栄火災の取り扱いを始めました



があると思っています。大きな組織のようなスケールはありませんが、私たちは地域密着で、お客さまの顔を見ながら仕事をしています。AIやネットではできない、お客様一人ひとりに寄り添うアドバイスこそが弊社の価値だと考えています。

(高橋)

4月末より新たに共栄火災海上保険株式会社と代理店委託契約を結びました。皆様にご提案できる損害保険会社が増えて6社になりました。

既存の会社にはない内容や契約条件の商品もあります。同社の商品を皆さんの契約の際に、お勧めすることも出てくると思います。より皆様のお役に立ちに寄与するものと考えています。今後ともよろしく願います。

お気軽にご相談ください！

歴史散歩道 天守閣と黒と白編

私は城が好きだ。堀を超え、門をくぐり、石垣と天守閣にたどり着く。そこから城下町を見ると、城と町の調和が自然と取れてくる。一方で戦国時代の武将がもつ個性と美意識も感じられるからである。山城、平山城、平城の違いも含め、個々の城や国作りに思いを浮かべることが出来る。天守にも望楼型と層塔型があり、独立式や連結式や連立式等があるが、今回は一目でわかる外壁での時代の違いを見てみよう。

天守閣の歴史についての浅知恵を披露したい。一般的には天守閣は織田信長の安土城が始まりと言われているが、私は松永久秀の信貴山にあった三階建の高櫓が始まりだと思ふ。松永久秀の多門城にあった長櫓が、その後のお城作りで多門櫓として取り入れられていることから天守の元祖もそこにあつたと思う。

天守閣には城主は住まず、本丸や二の丸に住んでいた。従つて台所や便所（雪隠）はない。普段は食料保管や武具庫になつている。いざという時の指揮所や退避所なのである。但し織田信長だけが天守に住んでいたの、天主と呼ばれていたのであらう。

さて、お城巡りを100以上していて現存と再建天守が黒と白に分かれているのに気付いた。どこかに線引きがあつたのだらう。

豊臣秀吉が築いた大阪城は黒漆喰の板張りに金の装飾。その影響下に強くなる大名は皆黒漆喰をベースにして築いていた。徳川家から豊臣傘下に入つた石川数正父子の松本城（国宝）、福島正則の広島城、加藤清正の熊本城そして加藤義明の松山城（重文）が代表的である。一方の白は徳川家康の江戸城の白漆喰（秀忠、家光と三代それぞれが天守を立てた）尾張名古屋城、世界



あえて築かなかつたというのは本当なのでしょうか？

避雷針がない時代に高くそびえた天守はよく雷で焼けました。さらに明治に入

遺産の姫路城、私が一番好きな城の彦根城（国宝）等が城である。関ヶ原の戦いの後の慶長の15年間になんと城が60も築かれた。

もうお判りでしょう！豊臣秀頼の復権を目指した豊臣恩顧の大坂側が黒。それに対して征夷大將軍になり時代は変わったと表現したい家康側は白でと対決したのです。しかし、徳川家が諸国の大名に手伝わせた天下

を強くしていきました。慶長11年から19年の大坂の陣の間には黒6に白30と既に外壁上は勝負がついてしまつた。

もちろん鉄砲や大筒等の武器の進化で、火に強い白漆喰が採用された影響もあると思います。

でも、強烈なライバル意識があつたと思います。それはともかく、伊達政宗が平和の時代だと徳川家を憚り天守を



り廃城令で多くの城がなくなり、更に戦災で焼けたのは残念です。全国には2万5千以上のお城があるそうです。最近すぐ足がしびれたり、つるようになってしまいました、もう少し歴史お城巡りをしたいと思いますのでトレーニングに励みます。

（大藪）

構造的改革へ

連載第2回

前に申し上げたように、ビッグモーターはたくさんのお客様と「癒着」していました。自動車販売業者は、車を売る度に保険会社に自動車保険契約を「大量に継続的に提供する」ことができてしまうため、保険代理店委託契約という契約で主導権を握れるはずの保険会社に対して、強気になることが可能だったわけです。一般の保険代理店は、苦勞して自動車保険契約の契約候補者を一人見つけてきても、保険会社は「おう、ご苦勞さま」ぐらいで済ませてしまいます。代理店は決して保険会社に対して強気には出られません。それどころか、「えっ、なんか文句有るの？ だったらもうやめてもいいんだよ」と、保険会社の方がかなり上から目線です。ですから、やっぱり大量・継続的が力ギになるのですね

（大塚教授）



証券会社

証券口座の乗っ取り

証券口座が不正アクセスで乗っ取られ、株式などが勝手に売買される被害が急増しているというニュースを目にすることが増えました。金融庁が5月8日公表した4月末時点の集計では、不正取引は件数が3505件、売買額が約3049億円に達しているとのこと。4月16日時点の前回集計と比べ、件数は2.4倍、売買額は3.2倍になつていて被害状況は日に日に悪化しています。

その手口は、証券会社を騙る偽メールやSMSで利用者を本物と見分けがつかない偽サイト（フィッシングサイト）へと誘い込み、認証情報を入力させるというフィッシング詐欺が多いようです。また、個人のPCやスマートフォンが、知らぬ間にマルウェアやスパイウェア等に感染し、キーボード入力情報や保存されたパスワードが筒抜けになつているケースも横行しているとのこと。

そして、攻撃を仕掛ける側の目的は、資金の現金化や暗号資産への転用で直接的な利益を得ようとするものだけではありません。乗っ取った口座の保有株を勝手に売却して、流動性の少ない外国株（主に中国株）や国内の小型株を大量に購入するケースが多々あるそうです。つまり、あらかじめ別意に用意した犯人の保有口座で出来高が少なく

相場操縦の容易な銘柄を購入しておいて、乗っ取った口座で大量にその銘柄を購入した後、当初保有していた株を高値で売り抜けるという手口です。これによつて犯人は多額の売却益を得る。一方、被害者の口座には購入した覚えのない、しかも従来保有していたものより価値の低い株式だけが残るということになります。こういった相場操縦目的の乗っ取りは、直接的な被害と比べて、発見が遅くなつてしまうことが多いようです。また、投資の原則は、「少額・分散・長期」などと言われます。長期間かけて着実に増やしてきた金融資産を、乗っ取りによつて全く違うポートフォリオに変えられてしまった被害者のことを思うと、金銭的な被害はもとより精神的にも辛いものがあると思います。

この事態に対して、証券会社各社は当初、約款にパスワード流出時の損失補償をしない旨明記していることや、被害金の補償が、金融商品取引法などで禁止されている「損失補填」に該当するという懸念があるということと理由に、補償は行わないという見解を発表していました。しかし、被害金の補償が「損失補填」にはあたらないという金融庁の見解や、加藤金融担当相が補償対応することを指示したことなどを受けて、一転して損失を補償する旨